

葛飾区アートイベント助成金交付要綱

令和 2 年 6 月 1 0 日
2 葛 地 文 第 6 9 号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、かつしかアート・カルチャー基本方針に基づき、葛飾区内（以下「区内」という。）における文化芸術活動団体（以下「団体」という。）が実施するアートイベントに要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、団体活動の活性化とその促進を図るとともに、人と人のつながりが新たなまちの魅力や活力をつくることで、地域における文化芸術振興に資することを目的とする。

(助成団体の要件)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる団体（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区内に活動拠点を有するもの
- (2) 5人以上の構成員を有し、その過半数が区内在住又は在勤、若しくは在学しているもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないもの
- (4) 非営利で自主的に活動を行っているもの
- (5) 団体の運営に関する明文化された規約又はそれに準ずるもの及び構成員名簿を備えているもの
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないもの
- (7) 暴力団でないもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないもの

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表1に定める取組を3つ以上行う事業であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 広く葛飾区民に公開される事業であること。
- (2) 葛飾区の文化芸術創造に寄与する公益性の高い事業であること。ただし、音楽イベントは対象外とする。
- (3) 区内で実施する事業であること。ただし、葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホールで実施する事業は対象外とする。
- (4) 非営利の事業であること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としていない事業であること。
- (6) 団体が自ら企画及び運営する事業で、内容や実施方法が適切で第1条の目的を効果的に促進することが期待できる事業であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に定める経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1事業につき50万円を上限とし、別表2に定める助成対象経費の合計額に2分の1を乗じ

て得た額と助成対象経費の合計額から参加費等の収入の額及び他団体等からの助成金の額（助成を受けることが予定されている場合を含む。）を控除して得た額とを比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（助成の制限）

第6条 助成金の交付は、同一年度について1対象者につき1回とする。

2 助成対象事業は、助成の申請のあった日の属する年度内に終了しなければならない。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、助成対象事業実施前に区長に対し、葛飾区アートイベント助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1）事業計画書（第1号様式補助①）
- （2）事業予算書（第1号様式補助②）
- （3）その他区長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成金を交付することを適当と認めるときは葛飾区アートイベント助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区アートイベント助成金交付不承認決定通知書（第3号様式）により速やかに申請者に通知しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、葛飾区アートイベント助成金請求書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成事業の変更申請）

第10条 交付決定者は、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について、助成事業の内容を変更しようとするとき又は助成事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ葛飾区アートイベント変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

（助成事業の変更申請の承認及び通知）

第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは葛飾区アートイベント変更・中止・廃止承認通知書（第6号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区アートイベント変更・中止・廃止不承認通知書（第7号様式）により速やかに申請者に通知しなければならない。

（事故報告）

第12条 交付決定者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき若しくは完了しないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を行わなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、当該助成事業終了後区長の指定する日までに、葛飾区アートイベント助成金助成事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式補助①）
- (2) 事業決算書（第8号様式補助②）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による提出があったときは、それを審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(助成額の確定)

第14条 区長は、前条第2項の規定による審査及び必要に応じて行う調査により、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを判断し、交付すべき助成金の額を確定し、葛飾区アートイベント助成金交付確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

(助成金の精算)

第15条 前条の規定により交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けたものは、当該超える部分の助成金を、区長の指定する日までに返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、助成事業が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 前2号のほか、この要綱の規定又は助成金の交付決定の内容、これに付けた条件若しくは法令等に違反した場合
- (4) 事業実績による助成対象の事業の成果や事業予算が当初の計画と著しく異なる場合
- (5) 他の助成を受けたことが後で判明した場合

2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を当該交付決定者に葛飾区アートイベント助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知しなければならない。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を交付決定者に命じなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の定めるところによる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年9月1日以後に実施されるアートイベントについて適用する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

取組名	取組の説明
1 創造性のある取組	文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、文化芸術の創造を促進し、誰もが公平に体験できる機会の創出と、新たな鑑賞者・参加者の創出に結びつく積極的な取組
2 発展性のある取組	これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、分野や世代を超えた相互協力や専門分野の力の活用など、活動する団体・個人の今後の成長・発展に資することが期待される取組
3 葛飾の特色を活かした取組	文化財をはじめ、各地域の歴史や風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られる取組
4 将来の文化創造に資する取組	乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、幼少期からの体験機会を創出及び、学校や家庭、地域等との相互の連携が図られる取組
5 関連分野との連携を図る取組	文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業・その他の関連分野との有機的な連携が図られる取組

別表2（第4条関係）

助成対象経費の区分	助成対象経費の内容
謝礼金	講師謝礼金等
消耗品費	事業実施に係る文房具用品代、用紙代、その他事業実施に不可欠な消耗品費等

印刷費	ポスター・チラシ・プログラム・報告書等印刷費、コピー代、写真プリント代等
役務費	事業実施に係る郵便等の送料、資機材運搬費等、事業実施に係る傷害保険等
委託費	会場設営委託費、廃棄物処理委託費等
使用料賃借料	会場・会議室・付帯設備・駐車場等使用料、資機材・トラック等借上料等
その他経費	区長が特に必要と認める経費

・団体の経常的な活動に要する経費（事務所の維持・運営経費や、構成員の人件費等）、飲食費、交通費は対象外とする。

・申請団体及び申請団体の構成員に支出する経費は対象外とする。

・同時開催イベント等、アートイベント以外に支出する経費は対象外とする。